

REPORT
2004

当行の現状と取り組み

業績のハイライト	2
不良債権の状況	4
頭取メッセージ	6
リスク管理及び法令等遵守の体制	8
リレーションシップバンキングの機能強化計画について	10
地域の皆様とともに	12
ペイオフ	16

営業のご案内	17
仙台銀行のあゆみ	18
組織図、役員、従業員の状況	19
店舗一覧	20
店舗外キャッシュサービスコーナー一覧	22
店舗ネットワークマップ	23
主要な業務と商品・サービスのご案内	24
手数料のご案内	30

財務データ	33
開示項目一覧	34
連結情報	35
財務諸表	46
損益の状況	50
預金	52
貸出金	53
証券	56
時価情報	58
デリバティブ取引	60
各種経営指標	62
国際・その他業務	64
資本・株式の状況	64
決算公告(写)	65

営業の概況

当行の業況と課題について

平成15年度は大企業を中心に景況回復への動きがみられたものの、当行の営業基盤である宮城県内の経済は回復へ向けた足取りは重く、とりわけ多くの中小企業においては依然として厳しい状況が続きました。

このような状況の下、当行は中期経営計画「ステップ・アップ・プラン」(計画期間:平成14年度～平成15年度)に基づき、計画目標である「企業風土の改善・改革」と「収益力の強化」に向けて、業容の拡大と財務基盤の強化に努めてまいりました。また、平成15年9月には「リレーションシップバンキングの機能強化計画」(計画期間:平成15年度～平成16年度)を公表し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るため、役職員が一丸となって各施策に取り組んでおります。本計画では、特に地域へ役立つ力を備えた「人材の育成」と「態勢の整備」を重要な課題と位置づけております。

平成17年4月からのペイオフ全面解禁を控え、金融機関経営に対する関心が一層高まることが想定され、経営の健全性を高めていくことが求められております。当行では、地域社会から真に必要な金融機関であると評価・選択されるように、お客様重視の業務運営を一層徹底するとともに、収益力を強化し、経営の健全性を確保していく所存でおります。

■主要な経営指標等の推移

(単位: 百万円)

決 算 期	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
経 常 収 益	21,769	20,277	20,846	18,859	17,642
経 常 利 益 (△は経常損失)	108	△ 6,154	799	998	599
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	444	△ 3,714	445	428	579
資 本 金	7,485	7,485	7,485	7,485	7,485
発 行 済 株 式 総 数	7,591千株	7,591千株	7,591千株	7,591千株	7,591千株
純 資 産 額	24,314	19,593	18,388	18,976	21,101
総 資 産 額	758,620	756,762	751,469	750,306	757,196
預 金 残 高	709,387	715,052	712,149	716,342	720,902
貸 出 金 残 高	484,052	470,383	472,770	475,952	500,591
有 価 証 券 残 高	171,564	181,561	178,829	174,565	175,648
1株当たり純資産額	3,202.97円	2,581.07円	2,423.10円	2,501.59円	2,782.76円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	50円 (25円)	50円 (25円)	50円 (25円)	50円 (25円)	50円 (25円)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	98.55円	△ 489.30円	58.74円	56.44円	76.39円
単体自己資本比率(国内基準)	8.96%	8.15%	7.82%	7.71%	8.00%
自己資本利益率	2.35%	—	1.91%	1.92%	2.74%
配 当 性 向	50.73%	—	85.10%	88.56%	65.43%
従 業 員 数 (外、平均臨時従業員数)	963人 (12)	910人 (11)	849人 (113)	804人 (236)	771人 (250)

(注)

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 平成16年3月期中間配当についての取締役会決議は平成15年11月10日に行いました。
- 平成14年3月期以前の1株当たり当期純利益(又は当期純損失)は、期中平均株式数により算出しております。
- 潜在株式調整後の1株当たり当期純利益については、潜在株式が無いので記載していません。
- 平成13年3月期の自己資本利益率については、当期純損失につき記載していません。
- 平成14年3月期から自己株式について資本に対する控除項目とされたことから、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、それぞれ発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

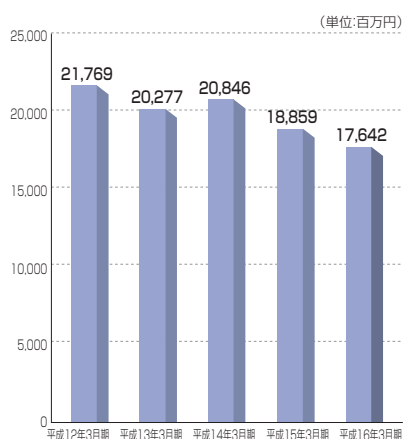
- 平成15年3月期から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、49ページの「1株当たり情報」に記載しております。
- 従業員数については、出向者、嘱託及び臨時雇員を除いて記載しております。

損益の状況について

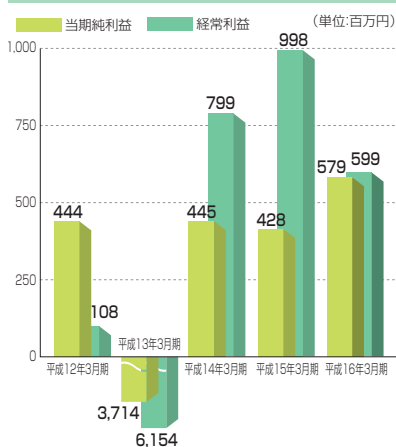
平成16年3月期決算の経常収益は176億42百万円（前期比6.4%減）、経常利益は5億99百万円（前期比39.9%減）となりましたが、当期純利益は5億79百万円（前期比35.2%増）となり3期連続で黒字となりました。また、銀行本来の収益力を表すコア業務純益は27億80百万円（前期比13.2%減）となりました。

減収の要因は、前期に比べ国債等債券の売却益等が大幅に減少したことによるものです。さらには、中小企業の資金需要が依然として低迷しており、貸出金利息が減少したことも一因となりました。

経常収益

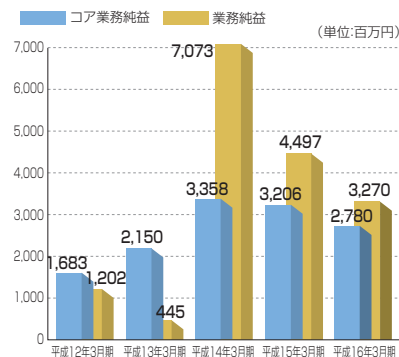


経常利益・当期純利益



業務純益・コア業務純益

※コア業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額及び債券売買等の損益を控除した金額をいいます。

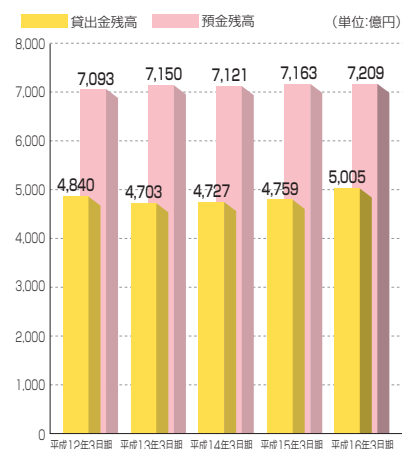


預金・貸出金残高、有価証券残高、自己資本比率(単体)について

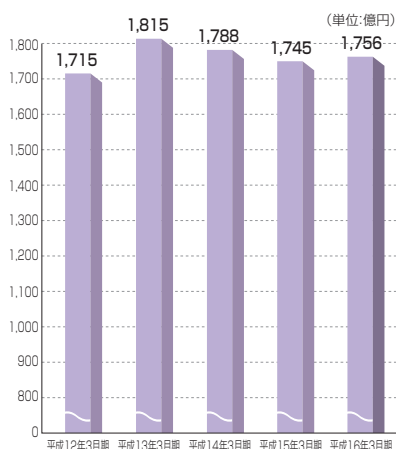
預金残高は7,209億2百万円（前期比0.6%増）となりました。とりわけ主力の個人預金が堅調に推移し、平成16年3月末残高は5,080億86百万円（前期比3.7%増）となりました。貸出金残高は、住宅ローンや地方公共団体向けの貸出が堅調に推移したことなどから5,005億91百万円（前期比5.1%増）となりました。

有価証券残高は、市場動向を勘案し、資金の効率的かつ安定した運用に傾注し1,756億48百万円（前期比0.6%増）となりました。自己資本比率（国内基準・単体）は、平成15年3月末比0.29ポイント上昇し8.00%となりました。

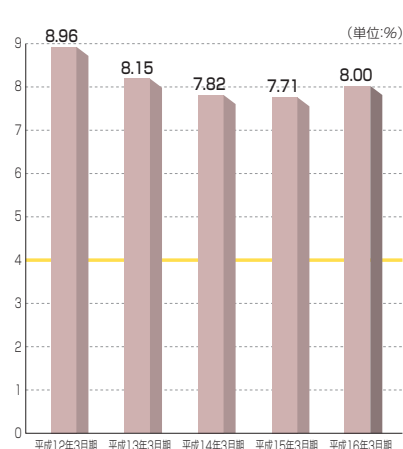
預金・貸出金残高



有価証券残高



自己資本比率(単体)



不良債権の状況

自己査定と債務者区分に基づく債権と金融再生法開示債権及びリスク管理債権の3つについては、債権の対象範囲や分類方法がそれぞれ異なっていますが、それぞれの対比を表すと概ね下表のようになります。

リスク管理債権、自己査定、金融再生法開示債権の関係、貸出金等の状況（単体ベース）

リスク管理債権

銀行法に基づく「リスク管理債権」は、貸出金のみが対象となります。個々の貸出金ごとに「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」に分類し各債権額を開示いたします。

平成16年3月末における単体ベースでの開示債権額は、361億97百万円（平成15年3月末比39億3百万円減）となりました。

リスク管理債権

※対象資産は、貸出金です。()は、貸出金に対する割合です。

開 示 額	
破綻先債権	4,239 (0.84%)
延滞債権	27,745 (5.54%)
3か月以上延滞債権	355 (0.07%)
貸出条件緩和債権	3,856 (0.77%)

合計 36,197 (7.23%)

自己査定

自己査定とは、銀行が保有する個々の資産について、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分し、適正な償却・引当を行うための準備作業です。

自己査定では、債務者の状況等に応じて「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要注意先（「要管理先」と「要管理先以外」）」、「正常先」に区分いたします。

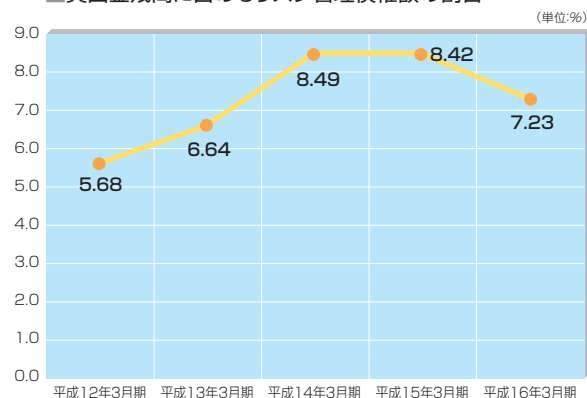
自己査定

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息・仮払金・支払承諾見返です。

開 示 額	
破 綻 先	4,281
実質破綻先	7,539
破綻懸念先	20,304
要 注 意 先	要 管 理 先 5,897
	要 管 理 先 以外 63,895
正 常 先	404,074

合計 505,992

■ 貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合



(算出方法) $\frac{\text{リスク管理債権額}}{\text{貸出金}} \times 100$

金融再生法開示債権

金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」は、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返等を含む）を債務者（借り主）の状況に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権（個別の貸出金単位）」、「正常債権」に分類し各債権額を開示いたします。

平成16年3月末における単体ベースでの開示債権額は、正常債権を除き363億38百万円（平成15年3月末比38億57百万円減）となりました。

金融再生法開示債権

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

開 示 額	
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	11,821
危険債権	20,304
要管理債権	4,212
正常債権	469,654

合計 505,992

金融再生法開示債権の保全内訳

※正常債権以外

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保保証等	貸倒引当金	保全率 (B/A)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	11,821	11,821	9,312	2,508	100.0%
危険債権	20,304	18,137	14,051	4,085	89.3%
要管理債権	4,212	3,410	2,611	798	80.9%
合 計	36,338	33,369	25,976	7,392	91.8%

開示している不良債権の全てが回収不能となるわけではありません。

開示債権には、担保保証等や貸倒引当金により保全されている部分も含まれています。

用語の説明

リスク管理債権

分 類	内 容
破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3カ月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権を除く。）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く。）

自己査定した債務者区分

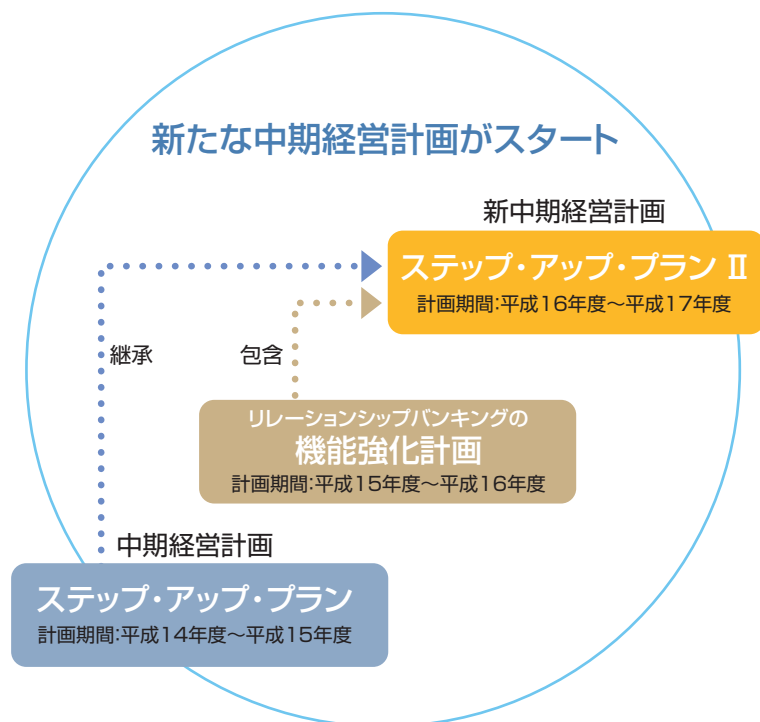
区 分	内 容
破 綻 先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。
実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しがなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状況にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。
要管理先	要管理先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
要管理先以外の要注先	今後の管理に注意を要する債務者。
正 常 先	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。

金融再生法開示債権

分 類	内 容
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	破産、会社更生・再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に付した債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
要管理債権	3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。

頭取メッセージ

私たち仙台銀行は、宮城県の中小企業の方々のために設立された地域金融機関です。「その声にお応えします」をキーワードに、地域へ役立つ力をさらに高めてまいります。



取締役頭取
三井 精一

宮城県の中小企業の方々のお役に立ちたい

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、「宮城県の中小企業金融の円滑化」を目的に宮城県が資本金の4割を出資して設立された地域金融機関です。その後の増資により、宮城県の議決権比率は1.80%（平成16年3月31日現在）となっておりますが、この設立目的は当行が地域社会へ果たすべき企業使命であり、時代背景が変化しようとも不変のテーマです。

いま、宮城県では、地方公共団体や企業など様々な機関が連携して、地域経済の再生に向けた様々な取り組みが本格化しています。こうした動きの中で、当行がこの宮城県で果たすべき役割を改めて考えてみますと、それは当行の設立の原点である「地域の中小企業の方々のために役立つ」ことに徹し、顧客重視の企業経営を進めていくことであると考えます。

その一つとして、これまでの事業資金やローンの提供という資金供給機能にとどまらず、経営相談やコンサルティング業務等を通じて中小企業の活動を多面的に支援していくこと、つまり、「中小企業経営のサポーター」としての役割・機能を一層高めていくことなどは、当行が重点的に取り組むべき課題であると位置づけております。

新中期経営計画「ステップ・アップ・プランII」がスタート

こうした考え方のもと、当行では平成16年4月から、計画期間を2年間とする新中期経営計画「ステップ・アップ・プランII」をスタートしました。本計画では、経営目標を「地域から最も信頼され、地域に最も貢献する銀行」と位置づけ、前中期経営計画「ステップ・アップ・プラン」の基本的な考え方を継承するとともに、平成15年9月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の関連施策も含んだ構成となっています。

「その声にお応えします」が私たちの行動のキーワード

本計画では、私たちが取り組む計画目標として「コア業務純益40億円体制の確立」、「企業風土の改善・改革のさらなる進展」、「内部管理体制の精度向上と健全経営の堅持」の3点を定めています。また、目標達成に向けた行動のキーワードとして「その声にお応えします」を掲げました。

このキーワードには、「行員一人ひとりがお客様の声を受け止め、お役に立つ活動を実践することで、お客様から評価・支持されるようになろう」という私たちの決意を込めております。

このキーワードのもとに、私たち仙台銀行は「期待される金融サービスをスピーディーに提供提案する」、「お客様への親切・誠実な対応を実践する」の2点を実践してまいります。銀行業も「サービス業」です。お客さまの様々な声に真摯に耳を傾け、お客様に満足いただける新たな商品やサービスを創造・提供していくことで、長期的かつ良好なお取引関係を築いていきたいと考えております。

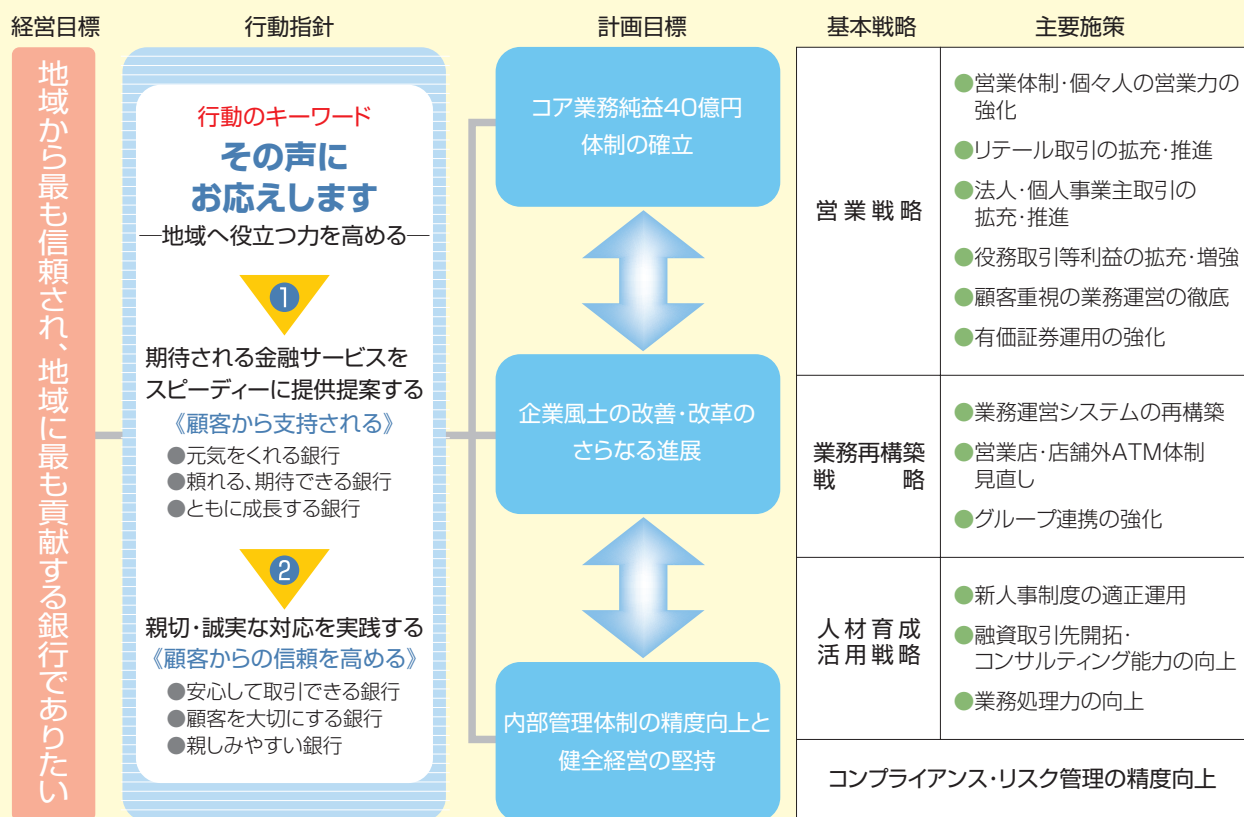
是非、私たち仙台銀行に皆様の「声」をお寄せください。宮城県の地域金融機関として、お客様のお役に立てるよう役職員一同、研鑽を積み、一層の努力をしまいる所存です。

配 当 政 策

当行は銀行業の公共性と健全経営確保の観点から、適正な内部留保の充実に配慮しつつ、安定した配当維持に努め、長年にわたり1株50円の普通配当を継続してまいりました。

今後とも徹底した効率化を推進し、経営体質の強化と業績の向上に努め、安定した配当を継続するよう努めてまいります。

■新中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」の体系図



リスク管理及び法令等遵守の体制

当行では、リスク管理体制の強化と法令等遵守の徹底により銀行経営の健全性を維持していくことが、地域社会における当行の使命と考えております。

リスク管理体制

●基本方針

金融業務が急速に多様化・複雑化しているなか、抱えるリスクも多様化しています。

当行では、リスク管理の高度化を図り経営の健全性を維持することが、地域社会における当行の使命を全うするために必要と考えております。このため、許容できるリスク量を適正にコントロールしていくことを重要な経営課題の一つと位置づけ、リスク管理体制の整備に取り組んでおります。

●リスク管理体制

行内体制としては、各リスクをその主管部署で管理するとともに、これらを統合し総合的な管理を行う専門部署（企画部リスク管理室）を設置し、組織体制の強化を図っております。

また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、経営レベルでの全行的観点から管理体制の充実を図るとともに、ALM委員会で定期的にリスクの把握及び監視に努めております。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより、銀行の主要資産である貸出金等が債務不履行となるリスクをいいます。

当行では、平成13年5月に信用リスク管理に係る基本的考え方となる「信用リスク管理方針」・「信用リスク管理規程」を制定し①信用リスク管理の組織・体制、与信集中リスクの排除②リスク計量化、格付制度、ポートフォリオ管理基準③信用リスクの状況を適時適切に報告する基準を明確化しております。

また、個別与信における厳正な審査に基づく与信管理を信用リスク管理の両軸として、リスクの所在やその規模を適切に把握するとともに、資産の健全性を維持し不良資産の発生を未然に防ぐことによって、一層の経営基盤の安定・向上に努めております。

事務リスク

事務リスクとは、事務上の事故、不正、不祥事、事務処理体制の不備等による将来の逸失利益や損害発生の可能性をいいます。

当行では、事務リスク管理方針、事務リスク管理規程等を制定し、リスクの顕在化による損害発生を未然に防止するよう努めております。

また、業務の多様化や取引量の拡大に対応し、想定される事務リスクを回避するため、業務監査部による内部監査、各営業店による自店検査の実施並びに事務部による臨店事務指導を行い、事故防止体制の確立を図っております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動、コンピュータの不正使用あるいは顧客データの漏洩等により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当行では、コンピュータシステムの万が一の事故に備え、安全性と継続性の確保に向けて様々な対策をとっております。オンラインシステム、オンライン元帳、オンライン回線や電気設備等は多重化を図っており、障害の場合は速やかに他系統へ切換えるとともに、データファイルのバックアップ体制にも万全を期しております。

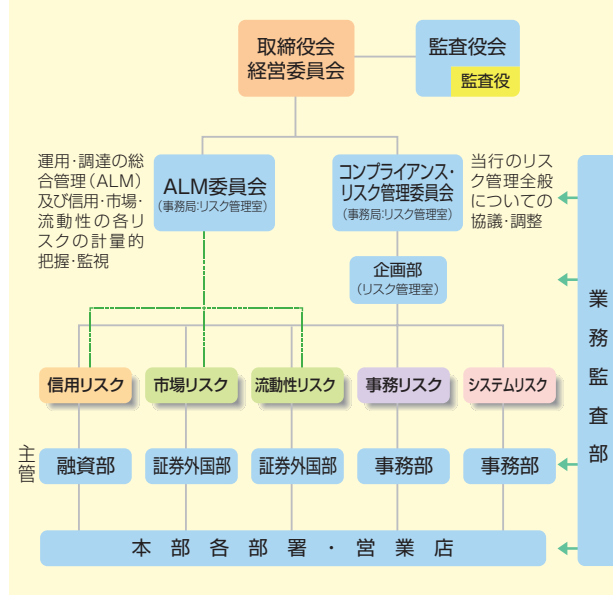
さらに、「システムリスク管理規程」を定め、情報資産の適正な保護も含めたリスク対策の制度化と制度の遵守状況のチェックも行っております。また、業務監査部による内部監査の実施により相互牽制の強化を図り、コンピュータシステムの信頼性確保に努めております。

市場・流動性リスク

ペイオフの解禁やデリバティブ取引の拡大・多様化に伴い発生する各種リスクを適切に調整するため、ALM委員会とその下部組織として金利予測分科会を設置し、金利予測とこれに基づく資金の運用・調達方針の総合的な検討を行い、将来にわたる安定的な収益確保に努めております。

また、金融環境の変化に対応するため、市場・流動性リスクの管理体制レベルの向上に努めております。

■リスク管理の組織体制図



リレーションシップバンキングの機能強化計画について

当行では、平成15年8月に「リレーションシップバンキングの機能強化計画」(以下、「機能強化計画」)を策定し、中小企業の再生と地域経済の活性化に向けて様々な施策に取り組んでおります。



「機能強化計画」の概要

「機能強化計画」は、当行の経営目標である「地域から最も信頼され、地域に最も貢献する銀行」を踏まえ、中小企業の再生と地域経済の活性化等に向け、計画期間中(平成15年度～平成16年度)に当行が取り組む事項を取りまとめたものです。地域金融機関として、これまで以上に地域の皆様のお役に立てるよう、本計画を着実に実行していく所存です。

基本方針

- ① 人材の育成と態勢の整備に努め、企業のライフステージに応じた種々の問題解決型サービスの充実を目指します。
- ② 収益管理体制の整備を図り、採算性、効率性を重視した業務活動による安定した収益力の確保と財務体力の向上に繋げてまいります。
- ③ 試行、改善を通して蓄積した経験知を拡げ活用することにより、地域金融へのニーズに対し、的確かつ迅速な対応を目指します。

—— 中小企業金融の再生に向けた取り組み ——

- ① 人材育成を強化し、個々の職員の一層のレベルアップを図ります。
- ② 本部内に企業サポート情報を集積、活用する「情報センター」を設置し、取引先企業からの経営相談等に的確かつ迅速に対応できる体制をつくります。
- ③ 産学官、政府系金融機関等との連携を強化し、多様なサービスの提供に努めます。
- ④ 平成15年4月より取扱いを開始した無担保・第三者保証人不要の事業性貸出「サポートみやぎ」等、新たな融資手法に積極的に取り組みます。

—— 健全性の確保、収益性の向上等に向けた取り組み ——

- ① 過去の担保不動産の処分実績を検証し、担保評価方法の見直しを検討します。
- ② 取引先企業の信用格付登録を推し進め、信用格付制度の一層の充実を図ります。
- ③ 信用格付データの整備、充実に努め、同データを審査業務、企業支援、商品開発等に活用します。

「機能強化計画」の進捗状況（平成15年度）

当行では、経営目標に基づき日頃より地域に密着した業務活動に努めてまいりました。機能強化計画はそのような日頃の活動の更なる活性化を目指したものであり、平成15年度におきましては、地域の皆様の様々なニーズにお応えすべく、種々の施策に取り組みました。

主な取り組みは下記のとおりですが、平成15年度に予定しておりました取り組みはほぼ実行いたしました。今後も、機能強化計画の基本方針に則り、着実に計画を進めてまいります所存です。

中小企業金融の再生に向けた取り組み

創業・新事業支援、経営相談、早期事業再生等の機能強化

- 人材の育成への取り組み
 - ・ 上記機能向上に向けた行内外の研修に延べ153名が参加、関連通信教育を延べ304名が受講しました。
- 業種ごとのスペシャリスト育成および組織体制の強化
 - ・ 平成15年9月より本部の審査体制を見直し、業種別審査体制の試行を開始しました。
- 外部機関との連携強化
 - ・ 政府系金融機関と協調して企業再生に向けた融資へ取り組みました。

要注意先債権等の健全債権化等への取り組み

- 企業支援への取り組み
 - ・ 平成15年8月に企業支援室を1名増員するとともに、企業支援プロジェクトチームを再編成（2名増員）し強化しました。
 - ・ 企業支援室、企業支援プロジェクトチームが営業店と連携を密にし、お取引先企業と協調し、支援対象341先のうち38先の債務者区分がランクアップいたしました。

新しい中小企業金融への取り組み

- 「サポートみやぎ」の発売
 - ・ 信用格付けを活用した無担保・第三者保証人不要の事業性貸出「サポートみやぎ」を平成15年4月より発売し、平成15年度における取扱件数、取扱額は1,412件、101億円となりました。

健全性確保、収益性の向上等に向けた取り組み

資産査定、信用リスク管理の厳格化

- ・ 自己査定の適正化、精度向上を図るため、平成15年7月に全店集合研修を実施いたしました。
- ・ 平成14年5月に稼動しました不動産担保評価システムの浸透を図りながら、担保評価方法の合理性と処分実績から見た評価精度の検証を行いました。

地域貢献に関する情報開示

- ・ 平成15年7月に発行いたしましたディスクロージャー誌、および同年7月、12月に発行いたしましたミニディスクロージャー誌に、より詳しい情報を掲載いたしました。

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」については、当行ホームページでもご覧いただけます。

ホームページ<http://www.sendaibank.co.jp/>

地域の皆様とともに①

当行は、「地域から最も信頼され、地域に最も貢献する銀行」を目指し、宮城県に密着した企業活動を展開し、地域の皆様とのより高い信頼の構築に努めております。



住宅ローンプラザ

宮城県に密着した企業活動

当行では営業店71カ店のうち70カ店を宮城県内全域に設置しております。県外は東京支店のみです。職員配置についても828名のうち宮城県内に820名を配置しております。

また、お客様の利便性を高めるため、平成16年3月末現在、宮城県内広域に店舗外ATMを112カ所、CDを1カ所設置し、ネットワークの充実を図っております。

■営業店数と職員数（平成16年3月末現在）

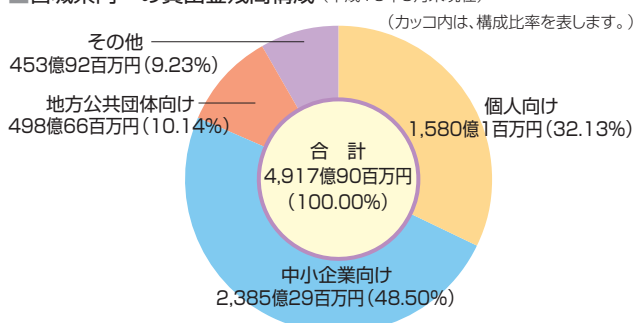
	営業店数	構成比	職員数	構成比
宮城県内	70カ店	98.59%	820人	99.03%
宮城県外	1カ店	1.41%	8人	0.97%
合 計	71カ店	100.00%	828人	100.00%

中小企業への貸出金の状況

中小企業のお客様には、地域企業支援特別融資「サポートみやぎ」をはじめとした当行オリジナルローンのほか、県・市町村の各種制度融資のお取扱いをしております。

平成16年3月末現在、宮城県内の中小企業への貸出金残高は2,385億円であり、当行の宮城県内への貸出金残高の48.50%となっております。

■宮城県内への貸出金残高構成（平成16年3月末現在）



宮城県内への貸出金の状況

当行では、宮城県の地域経済の発展に貢献するため、中小企業の方々への事業資金や個人のお客様への住宅ローンなど、幅広い資金ニーズにお応えしております。

平成16年3月末現在、宮城県内への貸出金残高は4,917億円であり、当行の貸出金残高全体の98.24%となっております。

■貸出金残高（平成16年3月末現在）

（単位:百万円）

	貸出金残高	構成比
宮 城 県 内	491,790	98.24%
宮 城 県 外	8,800	1.76%
合 計	500,591	100.00%

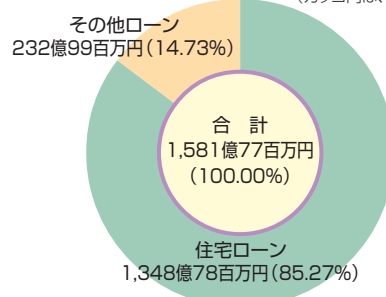
個人のお客様への貸出金の状況

お客様のライフサイクルに応じた豊かなくらしづくりを応援するため、住宅ローンや教育ローン、各種フリーローン等をお取扱いしております。

平成16年3月末現在、宮城県内での住宅ローン残高は1,348億円であり、当行の宮城県内への消費者ローン残高の85.27%となっております。

■宮城県内への消費者ローン残高構成（平成16年3月末現在）

（カッコ内は、構成比率を表します。）



お客様の様々な「声」にお応えします

●地域企業支援特別融資「サポートみやぎ」の発売

平成15年4月より中小企業のお客様を支援するビジネスローン「サポートみやぎ」（無担保・第三者保証人不要）をお取扱いしております。

平成16年3月には宮城県信用保証協会の小額クイック保証を取り入れ、さらにご利用しやすくなりました。

平成15年度は1,412件、101億円のご利用をいただきました。



●「パーフェクトフリーローン」ご来店不要サービス開始

「銀行の窓口は行きづらい…」というお客様の声にお応えし、平成15年10月より「ご来店不要サービス」を開始いたしました。

ローンのお申し込みからご契約まで一度もご来店いただかずに、電話と郵送だけで手続きが終了します。

また、電話による受付時間も平日9:00～19:00に拡大しました。



カンタンコール
ローンはサンキュ!
☎0120-6000-39
 受付時間 月～金曜日
 9:00～19:00
 (土・日・祝日を除きます。)

●住宅ローンプラザ・オープン

平成16年2月に本店5階に住宅ローンプラザを開設しました。平成16年4月からは営業時間を延長・拡大し、仕事帰りや土・日でもご利用いただけるようになりました。

専門スタッフがおお客様のご相談を承っております。また、住宅関連業者の皆様にはeメール・FAXによる情報サービス提供も行っております。



☎0120-3000-39
 営業時間 平日 9:00～20:00
 土・日 10:00～17:00
 ●祝日・振替休日は休業(ただし、祝日と土・日曜日が重複するときは営業いたします。)
 ●12月31日～1月3日は休業

●中小企業における経営改善への支援

平成15年8月に企業支援プロジェクトチームを増員・強化しました。

経営改善や経営再建に取り組んでいる中小企業のお客様に対し、15名のスタッフが経営環境や経営活動を多面的に分析し、様々な改善アドバイスを行っております。

平成15年度は341先のお取引先にサポート活動を実施いたしました。



●「スーパーフリーローン」特別金利キャンペーン実施

平成15年10月から平成16年3月まで特別金利キャンペーンを実施し、期間中、通常金利年7.8%を特別金利年7.5%でお取扱いさせていただきました。なお、ご好評により平成16年9月30日までお取扱いを延長いたしました。

店頭・郵送・FAXに加え、電話での申し込み受け付けも開始しました。



●住宅ローン繰上げ返済手数料の無料化

「住宅ローンの利用期間中に自由に繰上返済をしたい」というお客様の声にお応えし、平成15年8月より、住宅ローンの一部繰上げ返済にともなう手数料を、東北地区の地方銀行・第二地方銀行で初めて無料化いたしました。

(ただし、全額返済の場合は所定の手数料を頂戴します。)



地域の皆様とともに②

当行は、各種セミナー、講演会等の開催や地域行事への参加を通じて、宮城県の地域発展に貢献していきたいと考えております。



仙台青葉まつり すずめ踊り

仙台銀行ビジネスクラブ

「仙台銀行ビジネスクラブ(略称SBC)」は、お取引先の後継経営者や若手経営者を会員として構成されており、平成16年3月末の会員数は701名となっております。

各種レポートによる情報提供やインターネット上での新たなビジネスチャンスのご提供、セミナーの開催等により、会員企業の事業活動をサポートしております。



仙台銀行ビジネスクラブ6周年講演会
講師 岡野 雅行氏
(岡野工業 株式会社 代表取締役)

地域お役立ち運動

当行では「その声にお応えします」をキーワードに、お客様の「声」を当行の業務活動に反映していく「地域お役立ち運動」を継続して展開しております。

平成16年1月には全店で「お客様アンケート」を実施し、当行に対するご要望をお寄せいただきました。

集計結果は、商品・サービス開発や窓口接遇の改善等に活用させていただきます。



公益信託「仙台銀行まちづくり基金」

宮城県内でまちづくり活動等に取り組んでいる方々を応援するため、平成4年6月に創業40周年記念事業として公益信託「仙台銀行まちづくり基金」を設立いたしました。

平成16年3月末の基金残高は58,182千円です。設立以来12年間で累計32先、総額4,400千円の助成を行っております。平成15年度は4団体に助成金を交付いたしました。



平成15年度助成先
「風越七曲会」
(本吉郡本吉町)

地域行事への参加

本店のある仙台市では、1月の「どんと祭」、5月の「仙台青葉まつり」、8月の「七夕まつり」と四季折々に行事が開催されます。当行では地域の一員として積極的に行事に参加しております。

また、各支店の所在地で行われる行事にも積極的に参加し、地域の活性化に協力しております。



どんと祭 裸まいり(仙台市)

講演会・相談会

●年金講演会・相談会

年金のしくみや手続の方法、老後の資金計画などをテーマに、社会保険労務士や当行ファイナンシャル・プランニング技能士による「年金講演会・相談会」を開催しております。

講演会終了後には個別相談も承っております。参加は無料でお取引のない方も参加できます。

平成15年度は県内各地で13回開催し、312名のお客様にご参加いただきました。



年金講演会(平成15年11月17日)

●定期講演会

毎年、時局や景気をテーマに本店9階講堂で講演会を開催し、地域の方々に広く聴講していただいております。

定期講演会は昭和51年から開催しており、平成16年3月末現在で、秋季講演会は28回、新春経済講演会は29回開催しております。

平成15年度は両講演会に合計約400名のお客様にご参加いただきました。



新春経済講演会(平成16年1月16日)

●法律・税務相談室

法律相談室

当行顧問弁護士による法律無料相談を本店2階相談室にて毎月開催しております。

日 時	毎月第二金曜日(休日の場合は次週の金曜日) 午後1時～3時 予約制 (開催日前日の午前中までに電話でのご予約が必要です。) 問い合わせ先 企画課 022-225-8241(代表)
--------	--

税務相談室

東北税理士会派遣の税理士による税務無料相談を本店2階相談室にて毎月開催しております。



税務相談

TOPICS

平成15年4月～平成16年6月トピックス

平成15年

- 4月 ●地域企業支援特別融資「サポートみやぎ」取扱開始
- 金利優遇住宅ローン取扱開始
「固定金利選択型住宅ローン・3年固定(当初3年間)」で、当行とのお取引項目に応じた金利優遇(最大1%)を開始しました。
- パーフェクトフリーローン電話受付本格稼働
受付時間を平日9:00～19:00に拡大しました。
- 6月 ●「おかげサマーキャンペーン」実施
「預けて当たる!ローンで当たる!」をキャッチフレーズに、夏のキャンペーンを実施しました。
- 8月 ●住宅ローン繰上げ返済手数料無料化
- 10月 ●「地域お役立ち運動」開始
- 「スーパーフリーローン」特別金利キャンペーン実施
- 「スーパーフリーローン」電話受付開始
- 「パーフェクトフリーローン」ご来店不要サービス開始
- 11月 ●「秋季講演会」開催
講師 政治評論家 岡村 和夫氏
- 12月 ●「冬の感謝祭」実施
日頃から仙台銀行をご愛顧いただいているお客様方へ、さまざまな御礼をご用意し、感謝の気持ちをお伝えしました。

平成16年

- 1月 ●「新春経済講演会」開催
講師 (株)日立総合計画研究所 代表取締役社長
前日本銀行副総裁 藤原 作弥氏
- 地域お役立ち運動「お客様アンケート」実施
- 3月 ●宮城県信用保証協会付「サポートみやぎ」取扱開始
- 4月 ●「住宅ローンプラザ」本格オープン
- 「情報センター」設置
地域中小企業者への営業・経営支援を目的に、推進部内に「情報センター」を設置しました。
- スーパーフリーローン特別金利キャンペーン延長
- 6月 ●「夏の感謝祭」実施
日頃から仙台銀行をご愛顧いただいているお客様方へ、抽選で宿泊券をプレゼントいたします。

当行では、お客様のペイオフに関するさまざまな疑問・不安に丁寧・的確にお答えしております。

ペイオフ Q&A

1. ペイオフについて、教えてください。

ペイオフとは、金融機関が万一破綻したときに預金者を保護するため、金融機関が加入している預金保険機構が、預金者に一定額の保険金を支払う仕組みのことです。

預金保険制度で保護される預金は、1金融機関につき1人あたり元本1,000万円までとその利息が原則となります。対象となる預金商品は、下記の預金保険対象商品と保護の範囲をご覧ください。なお、平成17年4月以降も、決済用預金は全額保護の対象となります。

2. 預金で1,000万円までとその利息を超えた部分はまったく戻ってこないのですか？

預金で1,000万円までとその利息を超えた部分については破綻金融機関の財産の状況に応じて一部カットされることがありますが、概算払い率(0～100%)に基づいた部分は預金者に戻ります。概算払い率とは、預金保険機構が銀行の資産の買取りを行い、銀行の破綻処理が済んだ時点で、費用等を差し引いてどの程度の弁済が見込めるかを考えて決められます。

3. ペイオフや預金保険に関する資料・情報の入手方法は？

当行では、ペイオフに関するお客様の疑問・不安にお答えするために、『ペイオフ相談窓口』を設置しております。専門のファイナンシャル・プランニング技能士がさまざまなペイオフに関する相談に丁寧・的確にお答えします。詳しくは、推進部個人営業課までお問い合わせください。また、当行本支店窓口に預金保険制度のリーフレットを備えつけております。

推進部個人営業課 TEL022-225-8602 受付時間：月～金曜日 9:00～17:00(土日祝日を除きます。)

■ 預金保険対象商品と保護の範囲

商品の分類		期間	平成14年4月1日～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日～
預金保険の対象商品	当座預金、普通預金、別段預金		全額保護	利息のつかないなどの条件を満たす預金 ^{※2} は、全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなど貸付信託を含みます)、金融債(ワイドなど保護預かり専用商品に限ります)など ^{※1}		銀行ごとに、預金者1人あたり、合算して元本1,000万円までとその利息等 ^{※3} を保護 〔1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)]	
対象外商品の預金保険	外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預かり専用商品以外のもの)など		保護対象外 〔破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)]	

※1 このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金等を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

※2 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

※3 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

※日本国内に本店のある銀行は、すべて預金保険制度に加入しています。ただし当該銀行が海外支店で受け入れる預金等は、預金保険制度の対象外となります。

関連ホームページ
もご覧ください。

預金保険機構
金 融 庁
金融広報中央委員会

<http://www.dic.go.jp/>
<http://www.fsa.go.jp/>
<http://www.saveinfo.or.jp/>